

令和元年第 3 回武蔵野市議会定例会提出予定議案等

1 議案

番号	件 名	説 明
1	武蔵野市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例 (例規P. 431)	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行による地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正に伴うほか、所要の改正をするものである。 地方公務員法第16条が改正され、成年被後見人又は被保佐人になると失職とする規定(欠格条項)が削除されたことに伴うもの
2	武蔵野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (例規P. 570)	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行による地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正に伴うほか、所要の改正をするものである。 成年被後見人又は被保佐人が欠格条項から削除されたことに伴い、期末・勤勉手当の支給を限定する規定から削除するもの
3	武蔵野市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例 (例規P. 882)	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行による地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正に伴うほか、所要の改正をするものである。 成年被後見人又は被保佐人が欠格条項から削除されたことに伴い、旅費の支給条件から削除するもの
4	武蔵野市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 (例規P. 908)	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行による地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正に伴い、所要の改正をするものである。 退職手当の支給制限規定から削除(条文の整理・効果に影響なし)
5	武蔵野市印鑑条例の一部を改正する条例 (例規P. 1477)	住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第152号）の施行による住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）の改正を踏まえるほか、所要の改正をするものである。 住民票や個人番号カード等における旧氏の記載が可能となったことから、印鑑登録においても旧氏を用いたものの登録を可能とするもの
6	武蔵野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例 (例規P. 1549)	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）の施行等に伴い、所要の改正をするものである。 【法、政令の改正に伴う改正】 ①3歳から5歳までの子ども、②0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもに係る利用者負担の無償化・多子世帯に対する利用者負担の軽減を規定するもの
7	武蔵野市子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条第2項の規定に基づく児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置に関する条例	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）附則第4条第2項の規定に基づく児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置を定めるものである。 認可外保育施設について、一定の条件を満たした施設については、児童福祉法に定める施設として、保育無償化の対象とするもの。その条件となる基準を条例で定める。
8	武蔵野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (例規P. 1557)	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第7号）及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第8号）の施行に伴うほか、所要の改正をするものである。 【基準省令(従うべき基準)の改正に伴う改正】 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業において、 ・3歳児の受け皿となる施設を確保しないことができる特例 ・連携施設の確保に係る経過措置の延長(5年→10年) ・食事の提供に要する費用の徴収の取扱いの変更(給食費の徴収について) を定める。
9	武蔵野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (例規P. 1572)	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第49号）の施行に伴い、所要の改正をするものである。 【基準省令(従うべき基準)の改正に伴う改正】 家庭的保育事業者等による卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保のために、①連携先施設の追加、②経過措置の延長(5年→10年)を行う。

10	武蔵野市立みどりのこども館条例の一部を改正する条例 (例規P. 1741)	児童福祉法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第20号）の施行を踏まえるほか、所要の改正をするものである。 幼児教育・保育の費用の無償化に併せて、就学前の障害児の発達支援にかかる費用を無償化にするため、児童福祉法施行令が改正されたことに伴う改正
11	武蔵野市下水道条例の一部を改正する条例 (例規P. 2229)	下水道の使用料の料率を改定するため、所要の改正をするものである。 平成30年度に設置された下水道使用料等検討委員会の答申を踏まえた下水道使用料の改定(3.5%の改定率)
12	武蔵野市下水道事業の設置等に関する条例	武蔵野市下水道事業を設置し、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の規定の一部を適用するため、制定するものである。 下水道事業に地方公営企業法の規定の一部(財務規定等)を適用させる。 あわせて、付則にて「武蔵野市特別会計条例」及び「武蔵野市下水道事業基金条例」の一部改正を行う。
13	武蔵野市消防団に関する条例の一部を改正する条例 (例規P. 2416)	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行による地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正を踏まえ、所要の改正をするものである。 消防団員となることができない要件(欠格条項)から、「成年被後見人」、「被保佐人」を除く。
14	武蔵野市水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 (例規P. 2656)	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行による地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正に伴うほか、所要の改正をするものである。 成年被後見人又は被保佐人が欠格条項から削除されたことに伴い、期末手当の支給条件から削除するもの
15	武蔵野市給水条例の一部を改正する条例 (例規P. 2704)	水道法の一部を改正する法律（平成30年法律第92号）の施行を踏まえ、新たに手数料を設けるとともに、所要の改正をするものである。 指定給水装置工事事業者の指定の更新料(1件10,000円)を設ける。 ・これまでの無期限から5年に1回更新とする ・水道法施行令の条ズレ対応
16	武蔵野市本庁舎の電話交換機等の買入れについて	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年3月武蔵野市条例第11号）第3条の規定により、提案するものである。 ・電話交換機等の老朽化に伴う買入れ及びこれに伴う周辺機器の買入れ(電話交換機一式、多機能電話機251台ほか) 契約金額 3047万円
17	防災行政無線（同報系）デジタル化更新工事請負契約	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年3月武蔵野市条例第11号）第2条の規定により、提案するものである。 ・市内各所に設置している屋外拡声子局設備45基のうち、23基を令和元年度に、22基を令和2年度にデジタル無線式に更新し、及び市内各所に設置している屋内戸別受信設備81基を令和2年度にデジタル無線式に更新する。 契約金額 2億2000万円
18	令和元年度武蔵野市一般会計補正予算（第2回）	◎5億680万6千円補正増 (補正後の予算額 686億5457万5千円) (主な内容) ・児童対策費 3億6407万円 ・老人福祉費 1550万円 ・児童福祉総務費 1968万円 ・児童処遇費 7888万8千円 ・環境清掃費 2866万8千円
19	令和元年度武蔵野市後期高齢者医療会計補正予算（第1回）	◎154万9千円補正増 (補正後の予算額 37億4997万3千円) (主な内容) ・償還金 154万9千円
20	令和元年度武蔵野市介護保険事業会計補正予算（第1回）	◎1億3934万円補正増 (補正後の予算額 116億9489万5千円) (主な内容) ・償還金 1億3934万円

（追加議案予定）

- 平成30年度武蔵野市決算の認定について
- 平成30年度武蔵野市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 武蔵野市第六期長期計画のうち市政運営の基本理念及び施策の大綱について□